

第60回全日本居合道大会要項

全日本剣道連盟

1. 趣 旨 全日本剣道連盟居合の普及振興を図ると共に、各都道府県剣道連盟の代表選手により優勝試合を行い、居合道の技術の向上を図る。
さらに個人演武者の参加も加え、日頃の修練を披露すると共に、参加者相互の親睦を深め、もって斯道のより一層の発展を期するものである。
2. 期 日 令和7年10月11日(土) 午前9時25分開会
※都道府県対抗試合参加者 受付開始 午前8時10分
※個人演武参加者 受付開始 午前8時40分
3. 会 場 東京武道館
〒120-0005 東京都足立区綾瀬3-20-1 電 話 03-5697-2111
※交通 別紙案内図参照
4. 主 催 公益財団法人 全日本剣道連盟
5. 主 管 一般財団法人 東京都剣道連盟
6. 種 目 (1) 都道府県対抗優勝試合
各都道府県剣道連盟より選抜された3名の代表選手により対抗試合を行い第一位、第二位、第三位を決定する。
(2) 個人演武
各都道府県剣道連盟を通じて申込まれた参加者によって行う。
7. 出場資格 (1) 都道府県対抗優勝試合
ア 各都道府県剣道連盟の登録会員であって、全日本剣道連盟会員規則に適合している者。
イ 本連盟の居合道五段、六段、七段各1名とする。
※六段および七段該当者がいない場合は、五段の者の出場を認める。
(2) 個人演武
ア 各都道府県剣道連盟の登録会員であって、全日本剣道連盟会員規則に適合している者。
イ 本連盟の居合道五段以上の者であること。
ウ 都道府県対抗優勝試合出場者は、参加できない。
(3) 前記各項の資格を有する会員であっても、本連盟以外の居合道団体に入会している者は、本大会に参加することはできない。
8. 申 込 み (1) 都道府県対抗優勝試合出場者
令和7年8月29日(金)までに、別紙に定める申込書により、全日本剣道連盟に送付し、写しを東京都剣道連盟に送付すること。
(2) 個人演武
令和7年8月29日(金)までに、別紙に定める個人演武申込書により、東京都剣道連盟に送付すること。なお、申込金については、個人演武申込金の一覧表(別紙)と共に1人4,000円を添え全日本剣道連盟に送付すること。

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-3-14 靖国九段南ビル2階
全日本剣道連盟
電 話 03-3234-6271 F A X 03-3234-6007

〒105-0004 東京都港区新橋4-24-2
東京都剣道連盟
電 話 03-5405-2166 F A X 03-5405-3680

(3) 申込みは、いずれも各都道府県剣道連盟を通じて一括申込みこと。

(4) 申込後の取消し返金については、各都道府県剣道連盟を通じて、大会の14日前までに「欠席および返金申込届」を全日本剣道連盟に提出すること。期日までに提出した欠席者については、参加費を返金する。

※個人の直接申告による取消し返金を行わない。

9. 組 合 せ 大会準備委員会において、抽選を行い決定する。

10. 試合・審判 試合方法 (1) 全日本剣道連盟居合道試合・審判規則と同細則、および別紙大会要領により行う。
(2) 試合は、トーナメント方式により行う。

11. 表 彰 (1) 第一位の団体には、賞状および優勝旗・賞品を授与する。
※優勝旗は持ち回りとし、次の大会に返還する。
(2) 第二位、第三位の団体には、賞状および賞品を授与する。
(3) 各段の第一位、第二位に対し、賞状および賞品を授与する。

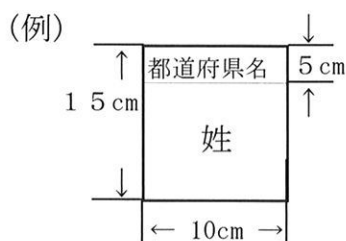
12. 安全管理 参加者は、各自十分健康管理に留意して参加すること。また、健康保健証を持参のこと。高齢の参加者については、特に留意のこと。
主催者において、行事实施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により、応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるように手配する。この場合、当日の治療費（手術、入院費は含まない）は主催者が負担する。AEDを常備する。
また、医師等により、脳しんとうの可能性や生命の危険性を否定できない症状と判定された場合は、直ちに当該の試合への参加を中止とする。
なお、主催者は参加者の事故に対し（会場への往復途上を含む）、傷害保険に加入する。

13. 個人情報等の取り扱い ※以下を申込者に周知して下さい。
参加者の個人情報（登録県名、称号・段位、漢字氏名、カナ氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が実施する本大会運営のために利用する。
なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。
更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

(1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。
(2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。
(3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。

14. その他

- (1) 審判会議および審判研修会 10月10日(金)
審判会議および研修会 午後2時～午後3時30分 東京武道館
(東京都足立区綾瀬3-20-1) 電話 03-5697-2111
※審判員は、各自審判旗・紋付・袴を持参のこと。
- (2) 監督会議 10月10日(金)
午後3時30分～午後4時30分 東京武道館
(東京都足立区綾瀬3-20-1) 電話 03-5697-2111
- (3) 選手の変更は、監督会議までとする。
- (4) 補助監督申請については、事前の申込書に記入し2名までの登録が可能。
ただし、試合の進行上便宜的に設ける為、補助監督の氏名はプログラムには掲載されない。
- (5) 出場者の服装等について
ア 都道府県対抗優勝試合の出場者の服装は、監督・選手とも剣道着または居合道着・袴とし居合道着の色は黒または白のつつ袖とする。
剣道着の紺色も認める。ただし、上着・袴ともに同色とする。
※補助監督が個人演武出場者の場合でも、服装については上記のものとする。
イ 名札は、団体個人とも出場者全員、左胸に下記の(例)のとおり名札を縫い付けること。
※カタカナ表記で申込みをした者は、名札もカタカナで表示すること。
ウ 文字は、黒または紺の剣道着または居合道着には黒地に白字とし、白の剣道着または居合道着には白地に黒字とする。



- (6) 本大会は、全日本剣道連盟「感染症予防ガイドライン」を遵守すること。
- (7) 参加者は、放送による指示があるまで、指定された観客席で待機をお願いします。

大会等におけるビデオ撮影等について

全剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という。）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という。）の取扱いについては、次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- 1 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- 2 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- 3 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償にかかわらずこれを不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

以上